

財務省告示第二百九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 利付国庫債券（五年）（第三十五 回）
二	発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	の条項及びそ 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け 額 千八百五億八千四百四万円 五万円
四	発行方法
五	発行額
六	払込金額
七	最低額面金額
八	振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 平成十六年三月二十五日 額面金額百円につき百円六銭 額 〇・六パーセント 年金資金運用基金理事長は、払
九	発行行 日
十	発行価格
十一	発行利率
十二	経過利率 子

の
払
込
み

込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6 \times 5}{100 \times 365}$$

十
三
初
期
利
子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6 \times 1}{100 \times 2}$$

十
四
第
二
期
利
子
以
後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する

十
五
償
還
期
限

平成二十一年三月二十日

十
六
償
還
金
支
額

日本銀行

十
七
元
利
金
支
場
所

平成十六年三月二十五日

十
八
払
込
期
日